

船舶事故等調査報告書

平成26年7月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第136号
事故等種類	被引浮体搭乗者負傷
発生日時	平成25年8月25日（日） 10時40分ごろ
発生場所	滋賀県琵琶湖南部（滋賀県大津市和邇南浜北東方沖） 大津市所在の今宿四等三角点から真方位018°770m付近 （概位 北緯35°09.7′ 東経135°56.3′）
事故等調査の経過	平成25年9月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	モーターボート セーリングスポットワニ <sup>エイエス</sup> AS2116号艇、1.6トン 253-32643滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	軽傷 1人（搭乗者A）
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、救命胴衣を着用した3人が搭乗したバナナボート（定員3人、以下「本件浮体」という。）をえい航して和邇南浜北東方沖を遊走中、本件浮体が波を受けて跳ね、平成25年8月25日10時40分ごろ、搭乗者3人が落水した際、最後部に座っていた搭乗者Aの顔面と中央部に座っていた搭乗者Bの背中とが当たった。 マリンレジャー施設の従業員は、船長から負傷者が発生した旨の電話連絡を受け、救急車の手配を要請されて119番通報を行った。 搭乗者Aは、来援した救急車で病院へ搬送され、鼻骨骨折と診断された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 2 水象：湖上 平穏
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 なし なし 本船は、和邇南浜北東方沖において、搭乗者3人が乗った本件浮体をえい航して遊走中、本件浮体が波を受け、搭乗者3人が落水した際、搭乗者Aの顔面と搭乗者Bの背中とが当たったことから、搭乗者Aが負傷したものと考えられるが、船長から情報が十分に得られなかったため、搭乗者3人が落水するに至った状況を明らかにすることは

	できなかった。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、和邇南浜北東方沖において、搭乗者3人が乗った本件浮体をえい航して遊走中、本件浮体が波を受け、搭乗者3人が落水した際、搭乗者Aの顔面と搭乗者Bの背中とが当たったため、発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 浮体遊具をえい航する場合は、自船や他船の航走波、風浪の状況を確認し、搭乗者が落水することのないよう、減速するなどして波による衝撃を緩和すること。</li></ul>